

マルチレベル・ガバナンスにおける 民主的正統性と公私再定義

—ステークホルダー・デモクラシーのグローバルな実現へ向けて—

松尾隆佑

概要

国境を越えたデモクラシーの可能性を追求する理論的立場としてはこれまで、政府間関係に基づく国際機関の権限強化を基調とした「政府の／による民主化」戦略（デイヴィッド・ヘルドラ）と、トランスナショナルな市民社会における社会運動や熟議に期待を寄せる「市民社会による民主化」戦略（ジョン・ドライゼク、ジェイムズ・ボーマンら）が提示されてきた。本稿はこれらを補うものとして、テリー・マクドナルドの「グローバル・ステークホルダー・デモクラシー」論に「市民社会の民主化」戦略を見出し、三つの戦略を併用するデモクラシーの「多回路化」こそ望ましいと主張する。多様な国際NGOが政策争点ごとのステークホルダーを脱領域的に代表しうるとするマクドナルドは、グローバル・イシューズへの対応においてガバナンスが不可避的に包含するようになった市民社会組織の民主的正統性を問う。本稿ではその理論的射程をより広く捉え、国連グローバル・コンパクトの実践を例に、ステークホルダー対話が私企業における代表性・応答性を問う回路ともなりうることを示す。さらに、このような対話を通じてこそ、ガバナンスが引き起こしかねない公私の不分明化が適切に解決されうることを明らかにする。

キーワード

ガバナンス、コスモポリタン・デモクラシー、ステークホルダー・デモクラシー、グローバル・コンパクト、公共性

I. 序論——ダールのジレンマとガバナンス論の隘路

ある政治的決定の影響が不確定な広範囲に及びるとき、当該の決定に民主的正統性を備えさせるものは何か。デイヴィッド・ヘルドによれば、「同意が、政府と国家システム

をより一般的に正統化するというのが、一九世紀と二〇世紀の自由民主主義者の中心的な思想であった」(Held 1995a: 102=1996: 150, 強調原文)。しかし 20 世紀末以後のグローバルな相互依存の深まりを知るわれわれにとっては、それが政府主体であれ非政府主体であれ、特定の事業体の決定による影響が国境のうちに留まってくれると考えられる余地は少ない。金利の操作による経済的影響、森林伐採による環境破壊、原子力プラント建設によるリスク、食糧援助の停止による飢餓などの問題が、国境を越えて引き起こされることに注意を促し、その政策決定の民主的正統性を問うた 1990 年代半ばのヘルドによる問題認識は、グローバルな金融危機や再度の大規模な原子力発電所事故を経た現代において、ますます馴染み深いものになっている (Held 1995a: 99-100=1996: 148-149)。そこで提起されていたのは、決定の民主的正統性を根拠づけるべき「デモス (demos)」と、決定の影響範囲たる「ステークホルダー (stakeholder)」との不一致の度が増すことにより昂進する、民主的正統性の欠損 (democratic deficit) という問題であった。

もとより、決定の影響を受ける者すべてが決定の作成過程に参加できなければならないとする「利害当事者原理(the Principle of Affected Interests)」の実現は、少なくともロバート・ダール以来取り組まれてきた、デモクラシー理論にとっての古典的課題の一つである (Dahl 1990: 49)。ダール自身は、この原理が実現できるかとの問いに必ずしも肯定的な回答を与えなかったが、近年になって同じ問いに改めて取り組もうとする動きが見られることは、課題の重要性が失われていないことを示唆している (Goodin 2007)。資本主義と情報通信技術の発達によって緊密な結び付きを強める現代の世界では、あらゆる問題は広範囲に拡散する上に、それが引き起こすリスクは予測困難なものであるため、決定作成過程に伴う不確実性は飛躍的に上昇する。主要なステークホルダーの利害関心を考慮しない決定は多くの場合に貧しい成果をしか生み出せないため (Bryson 2004: 23)、法的境界線を越えて分布する多様なステークホルダーを決定作成過程へ包摂することは、決定の有効性を確保するためにも重要となる¹⁾。求められているのはデモスの再編成であり、それは既存の境界線を踏み越え、場合によっては引き直すことを意味している。

しかしダールは、境界線を越えるデモクラシーの可能性にも懐疑を表明していた (Dahl 1994; Dahl 1999; Dahl 2005)。彼によれば、国際連合や世界銀行、国際通貨基金 (IMF) などの国際機関は、その活動によって超国家的な公益に資しており、個別の利害にとらわれがちな特定の国家によっては担えない不可欠の役割を果たしているが、それら機関における重要な決定は主にエリート間の交渉に基づいており、民主的な原理が適用されている

1) 本稿ではステークホルダー概念を、「組織の目的達成に影響を与えることができるか、組織の目的達成によって影響を受ける個人または集団」との古典的定義に準じて理解する (Freeman 1984: 46)。

とは言えない。しからば国際機関の民主化が要請されるように思えるが、ダールはその要請の妥当性を否定する。なぜなら国際機関に民主的原理を貫徹させるためには、その政策決定についての情報と関心を備えるという過重な負担をあらゆる市民が引き受けなければならない。また、世界規模での決定に伴う有利不利が、異なる国家や政治文化に属する人々のあいだに深刻な亀裂を生む可能性はかなり高いのであって、民主化が望ましい結果をもたらすことは期待できないからである。ダールの考えでは、実効的な問題解決を為す能力と、民主的正統性のあいだには、ジレンマが存在する²⁾。

このようなジレンマの別種の表現は、「民主主義の過剰」が政府への負荷を増大させ統治能力／可能性 (governability) の危機をもたらすとして 1970 年代に提起されて以降、現代に至るまで反復されている (Crozier et al. 1975; 竹中 2012)。とりわけ 90 年代以降には、財政制約による行政資源の縮小や、非政府組織 (NGO)・非営利組織 (NPO) の台頭などをも背景にしながら、垂直的・階層的な「ガバメント (government)」モデルから、地方分権や官民協働に基づく水平的・ネットワーク的な「ガバナンス (governance)」モデルへと、統治のモデルを転換することが謳われるようになった (宮川・山本編 2002)。ダールが評価する一連のグローバル・ガバナンスの枠組みもまた、同様のプロジェクトの成果として位置付けられよう。すなわち、政府規制を逃れる多国籍企業の活動や、科学技術および環境破壊による予測困難なリスク、宗教や民族など文化的差異に根差した抜きがたい対立激化など、グローバル化が昂進するなかで一層顕著になった統治能力／可能性の低下に対処しようとする文脈において、統治主体の多層化・多元化により、統治能力／可能性の補完が目指されたのである (マルチレベル・ガバナンス)。

だが、ガバナンス論は避けがたい隘路に面すると砂原庸介は言う。砂原によれば、ガバナンス論では統治、すなわち公共的ニーズへの対応は政府のみが担うものではないとされたがゆえに、「公共的問題」の範囲は政府の対応(する／すべき)領域を超えて拡張されうる。その帰結として、非政府主体が個別に行っている業務と公共的問題の解決を区別する基準は見失われる。また同時に、伝統的政府モデルとの対比でガバナンスの優劣を測る場合に、

2) ダールがこのようなジレンマを強調する背景には、彼が 1950 年代にチャールズ・リンドブロムとともに練り上げた社会的コントロールの類型論がある。そこでは、社会的コントロールの一類型としての「ポリアーキー (polyarchy)」が適用されるのは、価格システムが適用される市場、階統制が適用される官僚組織、取引・交渉が適用されるエリート間関係のいずれとも区別される限定的な領域とされており、社会全体に拡大されるべきものとは考えられていない (Dahl and Lindblom 1992)。この基本的発想を引き継ぎながら、デモクラシーの成立条件を定式化することで民主化の程度を観察可能にすることに腐心してきたダールにとって (Dahl 1971)、ポリアーキーの適用になじまない国際機関を誤って民主的性格を持ちうるものと認識することは、デモクラシー概念の意味拡張 (ひいては破壊) をもたらしかねず、断じて避けられなければならないのである。なお、ダールの理論的変遷については、岡田 (2000) を参照のこと。

そもそも実現すべき状態が何であり、何が「よりよい」解決であるのかの客観的基準は自明でなくなる（砂原 2005: 73-74）。このような砂原の指摘をダールの懐疑と交錯させるなら、回答を与えるべき二つの問いが現われてくる。

そもそも公私区分の不分明化は、ガバナンス論の帰結である以上に、多国籍企業のような非政府主体が政治的正統化の手続きを迂回して巨大な影響力を行使する局面がますます顕在化しているという背景に、大きく規定されている。これら非政府主体は、その活動が政府規制の対象となる統治の客体であると同時に、ガバナンスに参加する統治の主体でもあるという多面性を持っており³⁾、その内部決定が大きな政治的影響力を持つにもかかわらず民主的正統化の手続きを欠いている点で、利害当事者原理に背を向けている。したがって第一に取り組みされるべきは、(1) 多面的・多元的な主体による多層的な統治への民主的正統性の具備はいかにして可能か、との問いである⁴⁾。デモスとステークホルダーの不一致の是正を目指して、統治の正統性と有効性を調停させる方途の探究に取り組むことは、ガバナンスの評価基準についての砂原の疑義に答えることにもなるだろう。

しかしながら、公式の政治過程に現れてこない経済的・社会的権力体の規律を専ら法的規制・介入の強化という経路によって実現しようとするれば、国家機能の拡大を招き、財政のみならず、市民社会内の諸自由を圧迫しかねない（川崎 2010: 65-66）。それは砂原が注意を喚起した公私区分の不分明化が、国家的な公共性の全面化として実現する、最も避けるべき事態であろう。したがって、非政府主体の成長が生み出す負の外部性を国家機能の肥大化を招かずに統制する可能性の追究という困難な課題に正対し、(2) 民主的ガバナンスの追求が公私区分の喪失をもたらさないための条件は何か、との問いに回答を示す必要がある。

以下では、これら (1) (2) の課題を念頭に検討を進める。II では、ヘルドの「コスモポリタン・デモクラシー」論をはじめとするグローバル・デモクラシーの理論的展開を踏まえ、民主的原理をグローバルな規模で貫徹させるための複数の戦略を類別する。そのうちテリー・マクドナルドの「グローバル・ステークホルダー・デモクラシー」論を III で詳しく扱い、そこに見られる「市民社会の民主化」戦略の現時点での射程を、「国連グロー

3) 同じ事業体が統治の主体と客体の両側面を同時に持ちうる多面性は、政治単位のも多層性、統治主体の多元性と併せて、マルチレベル・ガバナンスの主要な特徴に数えられる。プリンシパル・エージェント理論に拠る伊藤・近藤 (2010) は、このように誰がプリンシパルで誰がエージェントかが予め特定されえないガバナンスの現代の特徴への対応にあたり、複数かつ多様でありうるステークホルダーの概念をプリンシパル概念に替えることの有用性を主張している。

4) 本稿の関心は、政府領域・非政府領域を問わず、あらゆる政治的決定の過程に民主的原理の貫徹を図ることに発しており、「グローバルな民主化」や「グローバル・デモクラシー」の語を用いる場合にも、一義的には、あらゆる国家の政治体制の変革や、統一された政体 (global polity) の樹立を意図するわけではない。

バル・コンパクト」などの実践を例に描き出したい。そしてIVでは、デモスの重層化と多元化が進む現代の政治的決定過程の特徴を踏まえながら、民主的正統性の多回路的な実現と、ステークホルダー討議を通じた公私再定義という、本稿の回答を明らかにする。最後に検討の成果と残る課題をVにまとめ、結びとしたい。

II. グローバルな民主化に向けた複数の戦略

政治的決定の民主的統制をグローバルな規模で実現していくためには、いかなる方途がありうるだろうか。本節では、1990年代半ば以降のグローバル・デモクラシーの理論的展開のなかに見出せる三つの潮流を、(A)「政府の／による民主化」、(B)「市民社会による民主化」、(C)「市民社会の民主化」という相互に異なった基調を持つ戦略として類別したい。そして本稿は、これら三つの戦略が相互に並存可能であり、いずれかのみではダールのジレンマを解消するに不十分であるため、それぞれを同時に追求するべきであると主張する。

1. 政府の／による民主化—ヘルドのコスモポリタン・デモクラシー

(A) 第一の「政府の／による民主化」戦略は、政府間関係を通じて法的な規律を強化しようとするものであり、コスモポリタン・デモクラシーを唱えるヘルドのほか、彼と多くの著作で協働しているダニエル・アーキブージやアンソニー・マッグルー、国際課税によるグローバルな分配的正義の実現を主張するトマス・ポグゲらによって共有されている (Archibugi 2008; McGrew 1997; Pogge 2008)。わけてもヘルドは、諸個人の自律という理念を主権国家秩序という現実に優先させ、綱領的にせよ制度改革案までを打ち出したことで、理念に基づいて現実の世界秩序を再編成するための体系的見通しを提示し、彼と異なる戦略を採る論者にとっても共有可能な土台を提供した。後述するような多くの理論的難点にもかかわらず、ヘルドの理論が持った画期的重要性は否定されえない。彼のコスモポリタン・デモクラシー論については日本でも早くから注目され、繰り返し論じられてきたため、ここで屋上屋を架すつもりはない (田口 1996; 佐々木 1998; 川原 1999; 川村 2005; 五野井 2006)。だが、のちに見るマクドナルドは立論にあたってヘルドの所論を強く意識しているため、その理念的・制度的核心を確認しておくことは許されよう。

ヘルドが自身の立場の理念的核として「自律性の原則」は、次のように表現される (Held 1995b: 147=2002: 175, 訳書での傍点を省略し斜体とした)。

人は、自らにとって入手可能な機会を創出し、またそれに限界を定める政治的枠組みを規定することにおいて平等な権利とそれに応じた平等な義務を享受しなければならない。つまり、人は、他者の権利を無効にするためにこの枠組みを利用しない限り、自らの生の条件を決定するにあたり自由かつ平等な存在でなければならない。

ヘルドにおける自律性の原則は、政治権力の正統性を、自由かつ平等な存在として自己決定を行う個人の権利に基礎づけるという「人民主権」の側面と、そのような諸個人の自己決定の権利が損なわれないよう、政治権力は一定の制限を受けるという「立憲主義」の側面の節合から成り立っている。同原則がリベラル・デモクラシーの法的・政治的枠組みについての基底的理念であるとされる所以である。

主権国家の枠組みを超えたコスモポリタン・デモクラシーの構想は、このように諸個人の自律を基底的理念に置くことによって可能になったものである。あらゆる個人に自律をもたらすことが重要なのであれば、各個人がどの国家に属しているかは二次的な問題ではない。ある国家が自国民に十分な権利を保障することができないのであれば、別のレベルからの政治的介入によって権利が保障されるべきである。「コスモポリタンな民主主義的公法」は、国境を横断して貫徹されなければならない。このような理念的前提からヘルドは、国連安全保障理事会の改革、世界議会（国連第二院）の創設、地域統合の促進、国際裁判所の権限強化・新設、国際経済機関の新設、国際的軍事組織の創設などを提言する（Held 1995b: 279=2002: 316）。

加えてヘルドは、国際機関の権限強化が専ら上位レベルへの権限回収（世界政府化）を引き起こさないように、国際機関・地域機関・中央政府・地方政府などの異なったレベルで政策争点ごとに決定単位を割り当てるにあたって、「フィルター原則」の適用を主張している（Held 1995b: 236-237=2002: 269）。フィルター原則の適用は、(a) 決定の影響範囲がどこまで広がるかという「拡張性（extensiveness）のテスト」、(b) 決定の影響がどこまでの程度に及ぶかという「強度（intensity）のテスト」、(c) どの単位が最も適切に政策目標を達成しうるかという「相対的効率性（comparative efficiency）のテスト」の三つの検証から成り立つ。これらの検証はいずれも複雑な議論を引き起こしうるため、最終的な判断は争点ごとに設置される専門のフォーラムや裁判所に委ねられることが想定されている（Held 1995b: 237=2002: 271-272）。ヘルドの理論の基調を為すのは、グローバル／リージョナル／ナショナル／ローカルといった複数のレベルで重層化された政治単位間での、しかしあくまでも政府間関係を中心とした協働と均衡の秩序構想である⁵⁾。

5) 次に触れる第二の戦略において、制度化された政治システムにおける熟議が無用とされているわけではないよ

ヘルドに対する主要な批判は、おおよそ四点に集約できる（佐々木 1998: 168-169; 中井 2004: 55; 五野井 2011: 170）。まず、①現在の世界秩序から彼の構想する秩序への移行を実現するための主体、権力、過程が明らかでない。次に、②現在の世界では価値・信条が共有された世界大の共同体や文化的基盤が不在であり、倫理的資源やアイデンティティ、言語上の問題などから、コスモポリタンな連帯やコミュニケーションは非現実的である。この点を考慮せず上からコスモポリタン・デモクラシーを枠付けていくことは、結局のところ形を変えた西洋帝国主義になるのではないか。第三に、③フィルター原則に代表される、異なるレベルにおける政治的諸権力および個人の諸権利を調停するための方法が、曖昧にしか示されていない。最後に、④コスモポリタン・デモクラシーの実現が、経済性・効率性の面で統治の負担になる可能性を考慮していない。以上、一義的にはヘルドに向けられたこれらの批判は、他の戦略を評価する上でも論点となろう。

2. 市民社会による民主化と、市民社会の民主化

(B) 主権国家間の協力関係に基づく多層的な統治機構の再編を構想するヘルドとは異なる戦略を採る主要な論者としては、非制度的な公共圏におけるトランスナショナルな熟議や社会運動に期待を寄せるジョン・ドライゼックやジェイムズ・ボーマン、あるいは「監視民主主義 (monitory democracy)」を唱えるジョン・キーンなどを挙げることができる (Dryzek 2006; Bohman 2007; Keane 2009)。デモクラシーの「二回路」モデルに沿って、政治システムと制度的には切り離された市民社会が政治システムを包囲し、政治・行政への監視や公論を通じた働きかけを積極的に行うことで民主化を促進しようとする彼らの立場は、法的秩序の制度的組み換えに終始しているヘルドとは距離がある (五野井 2006; 五野井 2011)。したがってこれを、「市民社会による民主化」戦略と呼びうるだろう。

うに、ヘルドもトランスナショナルな公共圏が持ちうる力を全く無視しているわけではない (Archibugi and Held 2011)。だが、彼が提示するコスモポリタン・デモクラシーのモデルとその実現に向けた短期的・長期的施策には、市民社会組織への直接の言及が一貫して欠如している (Held 1995b: 271-272, 279-280=2002: 309, 316; Held 2004: 163-165=2005: 215-216; Held 2010: 250-251=2012: 189-190)。III で後述する国連グローバル・コンパクトの推進が主張される Held (2004: 69=2005: 91-92) においても、それは政府による法的拘束力のある国際協約という形で、長期的には政府間主義に回収されてしまう。Held (1995b: 270=2002: 307) では未だ「周辺的」にとどまるとされていた市民社会組織や社会運動の政治的役割が、様々な政策領域において認められるに至る Held (2010: 35=2011: 25-26) までの変化を考慮してもなお、彼の議論構成の中心を占めるのが国際機関の権限強化であることは疑いえない。同様にアーキブージも、NGO に対して一定の評価を与えつつ限定を付けることを忘れない。彼によれば、トランスナショナルな公共圏は伝統的な政治的代表形態ほど強い正統性は持ちえないのであり、より確かな制度的枠組みを必要とする (Archibugi 2008: 78-83=2010: 92-95)。

ドライゼックやボーマンの立場についても既に多くの紹介・検討が存在するため、ここで詳しく扱うことはしない（山崎 2002; 山崎 2007b; 早川 2009; 上原 2010; 内田 2012）。わずかに述べるべきことがあるとすれば、非制度的な市民社会における活動に焦点を合わせるこの戦略は、第一の戦略よりも即効的に実現可能であるゆえにヘルドへの批判①を回避しうるように見えるが、他の三点については概ね同様の困難を引き継いでいるのではないかという疑念である（特に②）。しかし本稿の主題のために確認しておくべきことは、異なる政治単位間での相互調停を重視しながら政府間主義に足場を置き続けるヘルドと、制度化された政治過程を取り囲む非制度的な公共圏の政治的可能性を追究するドライゼックらの議論に対して、第三の戦略の独自性がどこにあるのかという点である。

(C) 第三の戦略を代表するのは、テリー・マクドナルドが提唱するグローバル・ステークホルダー・デモクラシー論である。マクドナルドに見出せるのは、政府機関と協働しうる多様な非政府主体の民主的統制を通じて、グローバルな代表性を補完しようとする、「市民社会の民主化（による民主化）」戦略である。それは「市民社会の民主化」が「（民主化された）市民社会による民主化」へと段階的ないし同時並行的に展開する点で、第二の戦略と強い連続性を持っている。しかしこの第三の戦略が持つ新しさは、事実上の権力を有する非政府主体の事業過程そのものの政治化・民主化を焦点化することで、市民社会内部の変革を通じたグローバルな民主化を志向しているところにある。彼女は意識的に議論の対象を NGO に限定しているものの、その理論は企業など他の非政府主体への適用可能性も射程に収めている。

このような市民社会そのものの民主化戦略は、公式の政治過程に現れてこない事実上の権力体を国家機能の肥大化を招かずにいかにして統制するかに悩む本稿にとって、とりわけ示唆に富む。また、マクドナルドの理論は第一の戦略、第二の戦略が直面する困難を乗り越える可能性を持つと考えられる。そこで次節では、マクドナルドがグローバルな規模での民主的統制をどのように果たそうとしているのかを詳しく検討し、さらに企業の外部性を市民社会内部の自発的な取り組みによって規律しようとする国連グローバル・コンパクトの実践を見ることで、第三の戦略が持つ可能性の幅を見極めたい。

III. マクドナルドのグローバル・ステークホルダー・デモクラシー論

1. 概要

マクドナルドのグローバル・ステークホルダー・デモクラシー論は、高橋良輔による

若干の検討を除けば、日本では未だあまり知られていない（高橋 2009）。その秩序構想を端的に述べるなら、デモスを政策争点ごとの「ステークホルダー共同体（stakeholder community: SHC）」へと分割し、この SHC に責任を負う多様な NGO の活動を通じて脱領域的な代表性が確保されることを期待する、グローバルな多元主義だと表現できるだろう。

彼女の理念的前提は、「自律の保護（逆に言えば専制に対する抵抗）をデモクラシーの根本的目的と理解するような、民主的正統性についてのとりわけリベラルな構想」（Macdonald 2008a: 36, 強調原文）にあると言われる通り、明らかにヘルドを継承したものである。マクドナルドによれば、このような構想を現実に移すためには、必ずしも法的な境界や主権国家の権限に基づかなくてもよい。自律的な生に影響を及ぼしうる「公共的権力（public power）」を持つ主体（それは企業や NGO のような非政府主体でありうる）に対して、影響を及ぼされうるステークホルダーによる民主的統制が行われればよく、その統制手段も選挙とは限らない（Macdonald 2008a: 22-23）。

ここでの公共的権力の主体とは、主権国家のようにあらゆる政策領域について単一不可分に存在するものではなく、政策争点ごとに複数の公共的権力体とそれが応答すべきデモス＝SHC が存在するのだとされる（Macdonald 2008a: 25）。マクドナルドによれば、民主的平等は諸個人の自律が平等な配慮（equal concern）を受けることを要請するのであるから、自律を脅かしうる公共的権力体が応答すべき範囲は、漠然とした社会のすべて——「管区（jurisdiction）」——ではなく、公共的権力の影響を受けうる個人のすべて——「構成母体（constituency）」——であると理解されなければならない（Macdonald 2008a: 49, 97）。管区と構成母体は、争点によっては互いの外延を一致させうる。とはいえ通常は重なり合わず、前者は法的に一元化され、後者は多元的に生起すると考えられる。彼女の理解する民主的平等は、多元的な構成母体（SHC）のそれぞれが決定過程における公正な代表を獲得することにより、実現される（Macdonald 2008a: 100）。そして特定の構成母体に依拠する公共的権力体は、かりに政策過程に深く関与したとしても、社会全体ではなく、あくまでも自らの構成母体のみ責任を負えばよいとされるのである。

このようなグローバル・ステークホルダー・デモクラシーにおいては、主権国家秩序のように公共的権力とメンバーシップ（デモスへの帰属）が一對一に限定されることはなく、境界が「開かれている」（Macdonald 2008a: 91）。個人はその多様な利害関心に基づいて複数の SHC に帰属し、異なる SHC は相互にメンバーの重なりを持つ。ある SHC のメンバーであることは、個人の政治的アイデンティティの一部を占めるにとどまる。したがって、個人は自らが持つ多様な利害関心のそれぞれを、異なる SHC ごとに代表させることができるのである（Macdonald 2008a: 142）⁶⁾。また、SHC に責任を負う NGO の側でも、

活動の多面性によって複数の SHC と結び付くことがありうる (Macdonald 2008a: 87).
そして諸個人は、利害関心の「クラスター」ごとに、大まかな価値への合意に基づいて特定
の NGO に代表され、その民主的コントロールを通じて脱領域的な影響力を行使できると
される (Macdonald 2008a: 145) ⁷⁾.

2. 意義と課題

このように多様な SHC の群立を背景とする NGO の活動を通じて、グローバルな規模
で代表性が補完されることを期待するマクドナルドの議論は、ハロルド・ラスキや G. D. H.
コールらの多元主義論、あるいはポール・ハーストの結社デモクラシー論を想起させる (早
川 2001). 彼女の構想においては、デモスを政策争点ごとの SHC へ再編成することで、
政治単位が縮小されており、ダールの懸念した市民への負担増が抑制されるであろう。ま
た、利害関心の親近性に基づく SHC を政治単位に据えることで、ヘルドの構想において
欠けていたデモスの価値的・文化的均質性も、ある程度確保される (ヘルドへの批判②に
対応)。また、NGO という自発的結社におけるガバナンス、その代表性や応答性を焦点化
することで、主権国家間のパワー・ポリティクスに手を付けないままグローバルな民主化
を促進する経路を示していると言え、実現可能性や経済性・効率性の面でも、相対的に困
難は少ないと思われる (ヘルドへの批判①④に対応)。

もっとも、グローバル・ステークホルダー・デモクラシー論には、依然として残る課題
も多い。マクドナルドにおいては、誰が何に対してどのような意味でステークホルダーで
あるのかを、いかにして把握・確定するのかという「ステークホルダー分析 (stakeholder
analysis)」の問いが大きく取り扱われておらず、ステークホルダーによる相互承認の有
用性が言及されているにとどまる (Macdonald 2008a: 92-93). だが、政策争点ごとの
ステークホルダーを的確に把握することができなければ、ステークホルダーの「過少包摂
(underinclusiveness)」が生じ、ガバナンスの民主的正統性は欠損を回復できないだろう
(Goodin 2007: 58; Macdonald 2012: 52-53). マクドナルドは事実上、現に存在する

6) マクドナルドは明確に言及していないが、諸個人が持つ多様な利害関心は選挙によって代表することは困
難であるとの想定から、利害関心を共有する脱領域的な共同体に基づいて政治的権威を民主的に統制しよう
とする構想は、ジョン・バーンハイムが早くから提示している (Burnheim 2006; Burnheim 1986; McGrew
1997: 245-247=2003: 354-356; 五野井 2011).

7) マクドナルドは法的規制の有効性や必要性を否定しているわけではない。彼女によれば、非政府的な公共的
権力への民主的統制は、非政府主体の公的な決定作成過程へのステークホルダーの参加を促進することだけで
なく、その影響範囲内で人々の基本的諸権利が保護されるよう非政府主体を規制することによっても実現され
る (Macdonald 2008b: 561).

NGO の活動内容に人々の利害関係が反映されると想定しているが、そのようにアジェンダ・セッティングを NGO に委ねることは、選好を代表されにくい「声なきステークホルダー」や選好の存在に気づかれにくい「見えないステークホルダー」などの争点化されにくい利害関係を切り捨てることにつながり、政治的排除を不可視化してしまう。

また、EU の政策形成過程において知られているように（小川 2011: 234-237）、ステークホルダーごと、NGO ごとに利用可能な資源に格差が存在する場合、実質的な参加可能性には不均衡が生じる（Macdonald 2012: 54; 山崎 2007a: 188-190）。マクドナルドの議論には、グローバルに点在する諸個人を対等な民主的統制の主体となしうるための経済的・社会的諸条件を整備する、「ステークホールディング（stakeholding）」の構想が欠けている。この点は、NGO の民主的統制過程を具体的にどのようにデザイン可能かが明らかにされていないという問題とも地続きである。政策領域ごとに専門化した政策ネットワークの一部に組み込まれた有力な国際 NGO は、政策形成過程への影響力を強める一方で官僚制組織としての性格を増しており、市民社会一般から遊離する傾向にある。したがって、NGO と社会との結び付きをどのように維持・回復し、市民の主体性を確保するのかが問われなければならない（Skocpol 2003）。さらに、異なるデモス（SHC）間での対立・競合がいかにして調停されうるのかという難題（ヘルドへの批判^③）も、積み残されたままである。

3. 可能なる射程——国連グローバル・コンパクトから

しかしながら、このような未成熟さを伴いながらもマクドナルドの理論が意義深いのは、今や統治の客体であるだけでなく主体でもありうる非政府主体を民主化するという、これまでのグローバル・デモクラシー論に希薄だった観点を導入しているからである。こうした観点からして重要な実践が、1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）でのコフィ・アナン事務総長（当時）による呼びかけに応え、2000年に発足した、国連グローバル・コンパクト（Global Compact: GC）に見られる⁸⁾。GCには企業のほか、経済団体、労働団体、学術機関、NGOなどを中心に、2013年4月現在で、130を超える諸国から1万以上の団体が加盟している⁹⁾。参加企業には、人権・労働・環境・腐敗防止に関する規範を謳う10原則への同意と、それら原則に沿った活動、および事業改善の自主評価報告

8) GCについては、Ruggie (2001); 三浦 (2003); 大芝 (2004); 江橋編 (2008); 三浦 (2009) を参照。

9) GCの公式ホームページ記載の情報（Overview of the UN Global Compact, Last update 22 April 2013）による。<<http://www.unglobalcompact.org/AboutTheGC/index.html>>, 2013年6月26日最終アクセス。

書の作成・公開が求められる¹⁰⁾。加えて、各団体の自発的参加による政策対話の機会が設けられており、各団体は相互に情報交換や学習・提言を行うことができる。

グローバル・ガバナンスを担うべき公共的な企業市民を創出するために、グローバル・ガバナンスの枠組みを用いながら各企業のコーポレート・ガバナンスの改革を促す GC には、マルチレベル・ガバナンスの複合性が顕著に現われている。所有と経営の分離を背景とした株主による経営者の規律に出発点を持つコーポレート・ガバナンスは、今や、ガバナンスを担いえる公共的主体と認識されるまでに影響力を強めた企業が、その影響力に伴って出現する多様なステークホルダーのニーズに、いかに対処していくべきかとの問いを含む。GC への参加企業に求められるのは、その能力に応じた責任である (Ruggie 2004)。

GC の最大の特色は、「規制アプローチ」に対する「討議アプローチ」を採用している点にある (三浦 2003)。すなわち、企業の事業活動が持つ外部性の規律を、国家による規制ではなく、ステークホルダー間の政策対話と情報提供を通じた学習に拠っている点に独自の意義がある。企業の自発性を重視する GC は、規範から逸脱する参加企業に対する制裁手段を持たないがゆえに、規範遵守・事業改善のためには役立っておらず、国連が特定企業の広告宣伝に加担しているにすぎないとの批判を招いている (Corpwatch 2000; 中道 2009)。しかしながら、このような批判は規制アプローチを前提とした評価に根差している。これに対して討議アプローチの観点に立てば、対話と学習の拡大そのものを意義として評価しうることになる (三浦 2009)。市民結社間の対話を通じて社会内部に自律的な問題解決能力を育てていこうとする GC の試みには、「市民社会の民主化」戦略としてのマクドナルドの構想を、企業を含む非政府主体一般に適用する可能性を見出すことができる。

Rodrik (2000) は、グローバルな市場経済、国民国家、デモクラシーはいずれかを犠牲にしない限り同時には並び立たないとするトリレンマを提示し、グローバルな連邦主義 (国家主権の制限) の途を採った。これに対して「市民社会の民主化」戦略は、グローバル経済そのものにデモクラシーを埋め込んでいく可能性を以て、トリレンマの不可避性に挑戦するものである。このような立場に対しては、市場の自浄性への過剰な期待を抱く楽観主義であるとの批判が寄せられるかもしれない。だが本稿は、企業の自助努力のみを以てグ

10) 一定期間内に報告書が公開されないと「不活発な」企業と指定されるが、2011年のデータでは、参加企業の77%が期限内に報告書を公開しており、不活発な企業は23%に留まっている。United Nations Global Compact, Annual Review of Business Policies & Actions to Advance Sustainability: 2011 Global Compact Implementation Survey. < http://www.unglobalcompact.org/docs/news_events/8.1/2011_Global_Compact_Implementation_Survey.pdf >, 2013年6月26日最終アクセス。

ローバルな民主的ガバナンスを実現するに十分であると主張するものではない。あくまでも複数の戦略の一部としてこれを位置付ける限りにおいて、市民社会の自律的問題解決能力の育成は、取り組むべき課題としての地位を決して否定されえない。そしてGCが各国政府に協力を要請しているように、非政府主体のガバナンスの自発的改善を促すための枠組みを構築・運営するための多元的ネットワークには、政府主体も不可欠なのである。

IV. デモイの競合と調停——民主的正統性の多回路的实现

GCは、多様なステークホルダーによる対等な参加・対話と、共同の責任に基づく合意形成を重視する、「マルチステークホルダー・プロセス (Multi-Stakeholder Process: MSP)」の一種である (Hemmati 2002)。マクドナルドに見られる「市民社会の民主化 (による民主化)」戦略は、こうしたMSPの枠組みに則り、マルチレベル・ガバナンスへの多様なステークホルダーの包摂と、そこに参与するステークホルダーとしての企業やNGOなどの非政府主体そのものの民主化とを、同時並行的に促進しようとするところに特色がある。既に見たように、この戦略は第一・第二の戦略が抱えていた弱点のいくつかを補いうるものであるが、未だ取り組むべき課題を残している。本節ではこのうち、マルチレベルでの政治単位として並立する複数のデモス、すなわち Bohman (2007) に言うところの「デモイ (demoi)」の相互調停をどのように為しうるのかというヘルド以来の課題と、非政府主体の民主的統制がいかにして可能であるのかというマクドナルドが未着手にとどめた課題の二つを念頭に、若干の理論的検討を行いたい。

1. 代表性と有効性への多回路

マクドナルドに見られる市民社会の民主化という多元主義的戦略は、かつて企業内部の民主的統治を構想したダールの志向性と一致する (Dahl 1985)。ダールが経済の民主化を考えた際には、企業という結社内部の政治的平等が要求され、従業員による投票を中心に意思決定を行うような方法が想定されていた。だが、現代の企業の活動が持つ外部性の大きさと雇用形態の流動化を考慮するなら、このように企業の意思決定を統制すべきデモスの範囲を企業への (フル・) メンバーシップと一致させるのは、もはや適切でない¹¹⁾。

11) 近年の日本で労使合意に基づく労働政策決定過程の再構築を企図して「ステークホルダー民主主義」が謳われる際にも、企業が社会一般に対して持つべき応答性と、多様な就労形態を前提とした利益代表再整備の必要性が念頭に置かれている (濱口 2009)。

企業内部の決定に限らず、諸個人の自律的な生を脅かすような政治的決定は、予め範囲を確定することのできないステークホルダーへと開かれなければならない。このような不確定な主体に政治的権力の統制権原を見出すことにこそ、デモクラシーにステークホルダーの語を冠することの規範的含意がある (Macdonald 2008a: 40)¹²⁾。

では、ステークホルダー・デモクラシーはどのような具体的形態を持ちうるだろうか。政策領域ごとに多様な NGO が政策ネットワークへと包摂されてマルチレベル・ガバナンスに参加する例は、EU の政策形成過程には顕著に見られるものであり (Lord 2007; Pollack 2010)、マクドナルドの立論には一定の経験的裏付けが存在する。ただし、ステークホルダー集団としての NGO は選挙によらない実質的な代表性を持つとの主張 (Macdonald and Macdonald 2006) に対しては、このような曖昧な根拠に基づく参加者によって構成されたネットワークが議会を迂回して政策形成を行えば、公式の民主的正統化手続きは破壊されかねないとの批判も存在する (小川 2005: 66-67)。

だが、どのレベルにおける議会にせよ、そこで想定されている単一のデモスが政策決定によるステークホルダーの範囲と一致しない以上、独占的な代表性を標榜することはできない。民主的正統性が拠って立つ単一のデモスを確定困難な現代において必要なのは、多様なデモイに基づいて代表性が形成される複数の経路であり (Lord 2007)、特定の経路を独占的に重んじないことである¹³⁾。濃厚な利害関係を有する狭い範囲のステークホルダーによる合意が重視される場合にも、それは希薄な利害関係を有する広い範囲のステークホルダーによる承認に接続される必要があるだろう。代表性の経路を多く持つことは、経路相互の交差や節合を通じて、民主的正統性を一層高めることにつながる。多層的なデモスによる自己統治というデモクラシーの「重層化」(杉田 2009: 9) は、ステークホルダー・デモクラシーにおいて、政策争点ごとのデモスの分割に基づき「多元化」されたデモイの自己統治へと展開されるのである。

こうした異なるデモイの競合は、それ自体として民主化を促進するものとの評価が可能である。ヘルドが提示したフィルター原則は、EU の組織構成・政府間関係上の基本原理

12) 抽象的な利害関係に根拠付けられるステークホルダー概念の意義は、それが予め特定の集団と結び付くことなく、具体的意味範囲の本来的な曖昧さを伴う点にこそ存在する。経営学において、株主が持つような法的権利・義務関係に尽くされない多様な利害関係の実態に即した、企業経営上の決定過程の在り方を再解釈に導く理論が提出可能になったのは、同概念が持つ不確実性ゆえである。

13) 代表性の複数の経路は、政策領域ごとに使い分けられるべきかもしれない。EU における政策協調手続きである開放的協調方式 (Open Method of Co-ordination: OMC) について指摘されていることは、多様なステークホルダー団体との協議に基づきつつ定められた政策目標を共有した上で、個別の加盟国による自発的努力や手段の裁量性を尊重するこの方式が、雇用政策のようなポジティブ・サム政策領域には適合的である一方、受益と負担が明確な再分配的政策領域には適さない可能性である (小川 2005: 65)。

とされた「補完性 (subsidiarity)」の原理を内包している。可能な限り下位の政治単位による決定を優先し、上位の政治単位による介入を最低限にとどめようとする補完性原理には、多層的決定を重視するあまり統治の効率性を損なうとの（ヘルドへの批判と共通する）批判が寄せられることがある。だが、法的な権限を制度的に割り振る基準ではなく、具体的状況における政治的な指針であるとされる補完性原理の核心は、どの政治単位も絶対化することなく、複数の政治単位のあいだでの対話を迫る点にこそ存在する (Hueglin 1999; 遠藤 2003)。したがって、速やかな決定に抵抗を設けることは、補完性原理の本来的な役割の一つである。現代における政治的決定が広範囲に不確実な影響を及ぼすとすれば、明確な管轄区分によってマルチレベル・ガバナンスの全体を法的に制度化（行政化）することは、むしろ民主的正統性の欠損を押し進めかねない¹⁴⁾。そうだとすれば、デモイの相互調停方法を法的に固定せず、「そのたびごとの調停」を可能とする政治的余地を残すことこそ、民主的ガバナンスに資するであろう。

統治に最適な政治単位が機械的には定まらないということは、砂原が問題にしたガバナンスの優劣を評価する基準も、特定の問題文脈におけるステークホルダー討議に基づく合意、あるいはデモイ間での調停によってしか見出されないと言うほかない。なぜなら、ガバナンスが奉仕すべきデモスを予め確定することができないのであれば、その有効性を測る基準も立てられえないからである。むしろ、いくつかの客観的指標を設けることは可能だろう。だが、不確実なリスクを伴う政治的決定を定量的評価のみに基づいて下すことは困難であり、最終的には人々の価値観や信念を含み込んだ合意が参照されることでしか、決定は正当化されえない (ベック 1998; 中山 2009)。ガバナンスの評価基準もまた、そのたびごとの、絶えざる対話と調停の対象なのである。

2. 応答性への多回路

繰り返すように、現代の政治的決定においては、その影響を被るゆえに当該決定の統制権原を認められるべきデモスを、予め確定することができない。ここから次に引き出されるべきは、民主的正統性を実現するための経路として、予め定まったデモスに基づく選挙によって確保されるような代表性 (representativeness) を中心に据える想定から脱する必要の認識である。正統性根拠となるべきデモスが不確定である現代のガバナンスには、

14) 遠藤乾は、グローバル・ガバナンス論が機能主義に立つゆえに、ニーズへの「対処」が問題となり、課題設定に働いているはずの「権力」（誰の、どういうニーズなのか）が不問に付されがちなることを指摘している (遠藤 2008: 12-15)。

決定に先行する代表性から、決定以後にも持続されるステークホルダーとの絶えざる対話によって確保可能であるような民主的な応答性 (responsiveness) へと、いくらか重心を移動することが求められる。不確定な範囲へと参加の権原を開くステークホルダー概念は、それゆえにこそ決定に至るまでに特定の範囲へと定義＝限定されることが要請されるという意味で、すぐれて政治的な性質を持つ。しかし、決定以前の代表性のみならず決定以後の応答性を焦点化するならば、このようなステークホルダー分析の過程で排除された潜在的・可能的なステークホルダーへと民主的統制の途を残すことができる。

応答性が問題になるのは主に、拘束性 (restrictiveness)、透明性 (transparency)、答責性 (accountability) の三つの次元である。まず拘束性は、業務上独立性が求められる行政機関に対して国会が持つ人事同意権のような、民主的正統性を調達するための法的諸制度を中心に機能する、複数の権力体相互のチェック・アンド・バランスによって保たれる。透明性は、権限や根拠法令の明確化、情報公開の諸制度によって、責任の所在を明らかにし、ガバナンスに予測可能性をもたらす。これら二つと区別される答責性は、法的・社会的・経済的な複数の経路における何らかのサンクションを伴うことで実現される。すなわち法的には政府機関による規制・監督や司法解決などを通じて、社会的にはメディアや世論における道徳的・社会的評価というかたちで機能する評判 (reputation) メカニズムを通じて、経済的には不買運動や社会的責任投資 (SRI) などの市場を介した働きかけを通じて、答責性は担保されうる¹⁵⁾。

グローバルな民主化に向けた三つの戦略の相互補完性は、このような応答性の多元的実現経路において明確になる。マクドナルドに見られる市民社会の民主化戦略を採るとしても、非政府主体の透明性を確保し、法的答責性を担保する上では、政府機関による規制・監督が不可欠であり、ヘルド的な「政府の／による民主化」戦略に乗り入れることになる。また、官僚制化する NGO の答責性を高めるためには、その外側の市民社会において形成される評判を柔らかな圧力として活用していくことができるだろう。これは GC において企業に規範遵守を促す場合にも同様であり、市民社会内部の民主化をトランスナショナルな公共圏の内部作用として促進させる点で、第二・第三の戦略が混合されている。これら複合戦略において、マルチレベル・ガバナンスにおける重層的な政治単位は SHC のよう

15) 拘束性・透明性と法的・社会的答責性については Keohane (2003)、経済的答責性については Hay (2007: 76=2012: 103); Macdonald and Macdonald (2006: 116) を参照。なお、答責性確保の三つの次元は、それぞれヘルド的な「政府の／による民主化」戦略、ドライゼック＝ボーマンの「市民社会による民主化」戦略、マクドナルド的な「市民社会の民主化」戦略とおおまかに対応する (ただしマクドナルドの戦略は社会的・経済的の両経路にまたがっている)。これらに加え、それが業績に対する評価という側面を持つ限りにおいて、選挙は政治的サンクションを伴った答責性のもう一つの経路と見なされうるだろう。評判が投票行動や消費行動に影響するように、これら複数の経路は相互に独立でないことも付け加えておきたい。

な政策争点ごとのデモイへと多元化されており、デモイが公共的権力体を統制する経路もまた、代表性と応答性のそれぞれの次元において多様でありうる。ガバナンスの民主的正統性はこのようなデモクラシーの「多回路化」によってこそ可能となるだろう。

3. 公私の再定義可能性

さて、補完性原理は特定の政治単位が絶対化することを防ぎ、権力体相互の抑制均衡を図る政治指針として、民主的な応答性の確保に重要な役割を持つ。そして、最も課題解決に適した主体が対処すべきであるというその理念的核心は、「能力に応じた責任」の分担を含意しており、理論的には政府間のみならず、民間主体内／間にも適用することができる¹⁶⁾。能力に応じた責任が社会一般に適用されるなら、個別的な政策争点ごとに公共的問題の解決に最適な単位・主体が割り当てられることで、市民社会内部の自律的な問題解決能力の向上につながる¹⁷⁾。社会内の政治的決定一般に国家機能の肥大化を招かない形で民主的正統性を調達するという、すぐれてリベラルなプロジェクトの実現可能性は、多回路それぞれでのステークホルダーによる合意形成を促進することで、一層高まるであろう。

しかしながら、ここで再び砂原の問いに立ち戻らねばならない。市民社会そのものの民主化というプロジェクトは、国家機能の拡大をもたらさないとしても、非政府主体の個別の事業に公共的役割を読み込み、政治化していくことを通じて、公私の区分を失わせ、公共性の全面化をもたらすのではないのか。私企業の最大の目的が利潤の追求にあるとすれば、多様なステークホルダーに応答の範囲を拡げ、その期待に応えようとすることは、目的合理性に対する不純物でしかない。むろん私企業であるとしても、社会内のステークホルダーに応答するなかで事業の内容や目的は問い直されるべきであろう¹⁸⁾。だが、利用可能な資源の制約がある以上、目的を無限に拡げることは不可能である。企業の社会に対する応答性は、先に見たような法施策・司法裁定を通じた規制・監督や、SRIなど市場を通じた働きかけといった、他の手段によっても高められうる。ステークホルダー討議に基づく合意形成という政治的回路は、より限定的に用いられるべきではないのだろうか。

こうした疑問に対する本稿の回答は、民間事業体の資源が限られており、目的を無限に

16) 現に存在するステークホルダーの期待に対して、当の企業以外に応えられるアクターが存在しなければ、企業の目的そのものが拡大される結果になる蓋然性は高まる。災害時における企業による資源の無償提供は、その極端な例であろう。

17) マルチレベル・ガバナンスにおいて社会内自治・分権が帰結されるという発想は、松下圭一の「分節政治理論」にも見られる(松下 1995)。松下とヘルドの理論的共通性については、山田(2004: 301-311)を参照。

18) 企業の公的性格を強調する議論として、Macdonald(2010); Ciepley(2013)を参照。

広げることができないからこそ、多様なステークホルダーの包摂に基づく合意形成を通じて事業目的を再定義＝限定することが、事業体にとっても有益となる、というものである。多様なステークホルダーを包摂した一定の合意形成手続きのなかで事業目的を再定義することが、直ちに事業目的の無際限な拡大を帰結するわけではない。むしろ事業目的の再定義は、どこまでの範囲でどの程度の役割を果たすべきかという認識の共有を通じて事業の予測可能性を確保できるため、非政府主体にとっても有益である。事実上の公共権力体の事業目的をステークホルダーによって再定義していくことは、公共の範囲を適宜区切っていくことを意味しており、公共性の全面化を避けるためにこそ不可欠なのである。

V. 結論

本稿では、グローバルな規模でのデモクラシーに否定的回答を寄せるなかでダールが示したジレンマと、ガバナンス論が抱える理論的困難を示した砂原の指摘を踏まえ、二つの検討課題を見出した。第一の課題である、マルチレベル・ガバナンスの民主化可能性については、ヘルドの政府を通じた民主化戦略、ドライゼックらの市民社会による民主化戦略、マクドナルドの市民社会そのものの民主化戦略の複合に回答を見出し、GCの実践を採り上げることで第三の戦略に肉付きを与えた。次に、ガバナンスの追求による公私区分の喪失をどのように避けることが可能かという第二の課題に対しては、GCに見られるようなステークホルダー討議に基づく合意が、民間主体の事業目的を一定の範囲に限定することで公共性の全面化を防ぎうることを示した。

ステークホルダー・デモクラシーは政治的決定の事実上の影響範囲をデモイとして再編成するが、それは境界線の消去を意味しない。ステークホルダーが誰であるかは必ず政治的に画定され、境界線はそのたびに引き直される。開かれた境界は必ず再び閉じるのである。グローバルなデモクラシーはあくまでも越境的なデモクラシーであるにとどまる。それでも、ステークホルダーを政治主体像に据えることは、あらゆる境界線を相対化して、政治的決定の民主化を促すものであり、その理論的可能性は更なる追究に値する。

本稿で十分に明らかにできなかったのは、マクドナルドの議論が抱える不十分性を乗り越えるにあたって取り組むべきいくつかの課題に対する回答である。すなわち、誰が何に対してどのような意味でステークホルダーであるのかを把握・確定するステークホルダー分析の方法や、諸個人を民主的統制へと主体化するためのステークホルディングの諸施策などについての問いをそれぞれ採り上げ、まとまった回答を与えることなしには、ステークホルダー・デモクラシーの理論は不全のままであろう。別稿での課題としたい。

参考文献

- Archibugi, Daniele (2008=2010) *The Global Commonwealth of Citizens: Toward Cosmopolitan Democracy*, Princeton: Princeton University Press (中谷義和ほか訳『グローバル化時代の市民像：コスモポリタン民主政へ向けて』法律文化社).
- Archibugi, Daniele and David Held (2011=2012) “Cosmopolitan Democracy: Paths and Agents,” *Ethics & International Affairs*, 25 (4): 433-461 (中谷義和訳「コスモポリタン民主政：方途と主体」『立命館法学』(341): 711-741).
- ベック, ウルリヒ (1998)『危険社会』東廉・伊藤美登里訳, 法政大学出版局.
- Bohman, James (2007) *Democracy across Borders: From Dêmos to Dêmoi*, Mass.: The MIT Press.
- Bryson, John M. (2004) “What to Do When Stakeholders Matter: Stakeholder Identification and Analysis Techniques,” *Public Management Review*, 6 (1): 21-53.
- Burnheim, John (2006 [1985]) *Is Democracy Possible? The Alternative to Electoral Politics*, republished ed., Sydney: Sydney University Press.
- Burnheim, John (1986) “Democracy, Nation-States, and World System,” in David Held and Christopher Pollitt eds., *New Forms of Democracy*, London: Sage Publication.
- Ciepley, David (2013) “Beyond Public and Private: Toward a Political Theory of the Corporation,” *American Political Science Review*, 107 (1): 139-158.
- Corpwatch (2000) Tangled up in Blue: Corporate Partnership at the United Nations, Transnational Resource and Action Center, September 1st, 2000, < <http://www.corpwatch.org/article.php?id=996> >, 2013年6月24日最終アクセス.
- Crozier, Michel, Samuel P. Huntington and Watanuki Joji (1975=1976) *The Crisis of Democracy: Report on the Governability of Democracies to the Trilateral Commission*, NY: New York University Press (綿貫譲治監訳『民主主義の統治能力』サイマル出版会).
- Dahl, Robert A. (1990 [1970]) *After the Revolution?* revised ed., New Haven: Yale University Press.
- Dahl, Robert A. (1971=1981) *Polyarchy*, New Haven: Yale University Press(高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房).
- Dahl, Robert A. (1985=1988) *A Preface to Economic Democracy*, Berkeley: University of California Press (内山秀夫訳『経済デモクラシー序説』三嶺書房).
- Dahl, Robert A. (1994) “A Democratic Dilemma: System Effectiveness versus Citizen Participation,” *Political Science Quarterly*, 109 (1): 23-34.
- Dahl, Robert A. (1999) “Can International Organizations be Democratic? A Skeptic’s View,” in Ian Shapiro and Casiano Hacker-Cordón eds., *Democracy’s Edges*, Cambridge: Cambridge University Press, ch. 2.
- Dahl, Robert A. (2005) “Is International Democracy Possible? A Critical View,” in Sergio Fabbrini ed., *Democracy and Federalism in the European Union and the United States: Exploring Post-National Governance*, London: Routledge, ch. 13.
- Dahl, Robert A. and Charles E. Lindblom (1992 [1953] =1961) *Politics, Economics and Welfare*, new ed., New Brunswick: Transaction Publishers (磯部浩一訳『政治・経済・厚生』東洋経済新報社).
- Dryzek, John S. (2006) *Deliberative Global Politics: Discourse and Democracy in a Divided World*, Cambridge: Polity Press.
- 江橋崇編 (2008)『グローバル・コンパクトの新展開』法政大学出版局.
- 遠藤乾 (2003)「日本における補完性原理の可能性」山口二郎・山崎幹根・遠藤乾編『グローバル化時代の地方ガバナンス』岩波書店, 10章.
- 遠藤乾 (2008)「グローバル・ガバナンスの最前線」遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの最前線：現在と過去のあいだ』東信堂, 序章.
- Freeman, R. Edward (1984) *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Boston: Pitman.
- 五野井郁夫 (2006)「世界秩序構想としてのコスモポリタン・デモクラシー：D. ヘルドのデモクラシー論と国際関係思想としての熟議民主主義論の比較考察から」『相関社会科学』(16): 15-34.

- 五野井郁夫 (2011) 「グローバル・デモクラシー論：国境を越える政治の構想」 小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔編『国際政治哲学』ナカニシヤ出版, 5章.
- Goodin, Robert (2007) “Enfranchising All Affected Interests, and Its Alternatives,” *Philosophy and Public Affairs*, 35 (1): 40-68.
- 濱口桂一郎 (2009) 『新しい労働社会：雇用システムの再構築へ』岩波書店.
- Hay, Colin (2007=2012) *Why We Hate Politics*, Cambridge: Polity Press (吉田徹訳『政治はなぜ嫌われるのか：民主主義の取り戻し方』岩波書店).
- 早川誠 (2001) 「代表制を補完する：P. ハーストの結社民主議論」『社会科学研究』52 (3): 59-83.
- 早川誠 (2009) 「熟議デモクラシーとグローバル化の諸側面」『思想』(1020): 250-267.
- Held, David (1995a=1996) “Democracy and the New International Order,” in Daniele Archibugi and David Held eds., *Cosmopolitan Democracy: An Agenda for a New World Order*, Cambridge: Polity Press, ch. 4 (三輪博樹訳「民主主義と新国際秩序」『レヴァイアサン』1996 (冬) : 146-164).
- Held, David (1995b=2002) *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Cambridge: Polity Press (佐々木寛ほか訳『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』NTT出版).
- Held, David (2004=2005) *Global Covenant: The Social Democratic Alternative to the Washington Consensus*, Cambridge: Polity Press (中谷義和・柳原克行訳『グローバル社会民主政の展望：経済・政治・法のフロンティア』日本経済評論社).
- Held, David (2010=2011) *Cosmopolitanism: Ideals and Realities*, Cambridge: Polity Press (中谷義和訳『コスモポリタニズム：民主政の再構築』法律文化社).
- Hemmati, Minu ed. (2002) *Multi-Stakeholder Processes for Governance and Sustainability*, London: Earthscan.
- Hueglin, Thomas O. (1999) *Early Modern Concepts for a Late Modern World*, Waterloo: Wilfrid Laurier University Press.
- 伊藤修一郎・近藤康史 (2010) 「ガバナンス論の展開と地方政府・市民社会：理論的検討と実証に向けた操作化」辻中豊・伊藤修一郎編『ローカル・ガバナンス：地方政府と市民社会』木鐸社, 1章.
- 川原彰 (1999) 「ラディカル・デモクラシーとグローバル・デモクラシー：重層化する民主主義の問題領域」『年報政治学』(1999) : 167-180.
- 川村暁雄 (2005) 『グローバル民主主義の地平：アイデンティティと公共圏のポリティクス』法律文化社.
- 川崎修 (2010) 『「政治的なもの」の行方』岩波書店.
- Keane, John (2009) *The Life and Death of Democracy*, New York: Simon & Schuster.
- Keohane, Robert O. (2003=2004) “Global Governance and Democratic Accountability,” in David Held and Mathias Koenig-Archibugi eds., *Taming Globalization: Frontiers of Governance*, Cambridge: Polity Press (北村治訳「グローバル・ガヴァナンスと民主的アカウンタビリティ」『グローバル化をどうとらえるか：ガヴァナンスの新地平』法律文化社, 5章).
- Lord, Christopher (2007) “Parliamentary Representation in a Decentered Polity,” in Beate Kohler-Koch and Berthold Rittberger eds., *Debating the Democratic Legitimacy of the European Union*, Lanham: Rowman & Littlefield, ch. 6.
- Macdonald, Terry (2008a) *Global Stakeholder Democracy: Power and Representation beyond Liberal State*, NY: Oxford University Press.
- Macdonald, Terry (2008b) “What’s So Special about States? Liberal Legitimacy in a Globalising World,” *Political Studies*, 56 (3): 544-565.
- Macdonald, Terry (2010) “Corporations and Global Justice: Rethinking ‘Public’ and ‘Private’ Responsibilities,” in Kate Macdonald and Shelley Marshall eds., *Fair Trade, Corporate Accountability and Beyond: Experiments in Globalizing Justice*, Burlington: Ashgate, ch. 7.
- Macdonald, Terry (2012) “Citizens or Stakeholders? Problems of Exclusion and Inequality in Global Stakeholder Democracy,” in Daniele Archibugi, Mathias Koenig-Archibugi and Raffaele Marchetti eds., *Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives*, Cambridge: Cambridge University Press, ch. 3.
- Macdonald, Terry and Kate Macdonald (2006) “Non-Electoral Accountability in Global Politics: Strengthening Democratic Control within the Global Garment Industry,” *European Journal of International Law*, 17 (1): 89-119.

- 松下圭一 (1995) 『現代政治の基礎理論』東京大学出版会。
- McGrew, Anthony (1997=2003) “Democracy beyond Borders? Globalization and the Reconstruction of Democratic Theory and Practice,” in Anthony McGrew ed., *The Transformation of Democracy? Globalization and Territorial Democracy*, Cambridge: Polity Press, ch. 2 (松下冽監訳「民主主義は国境を越えるか：民主主義理論・民主政治の再構築とグローバル化」『変容する民主主義：グローバル化のなかで』日本経済評論社, 10章).
- 三浦聡 (2003) 「国連グローバル・コンパクト：グローバル・ガバナンスの新たなモデル」『ジュリスト』(1254): 106-113.
- 三浦聡 (2009) 「国連グローバル・コンパクトの意義：ガバナンス論からの考察」『日本国際経済法学会年報』(18): 1-35.
- 宮川公男・山本清編 (2002) 『パブリック・ガバナンス：改革と戦略』日本経済評論社。
- 中井愛子 (2004) 「グローバル・ガバナンスの構想と批判」内田孟男・川原彰編『グローバル・ガバナンスの理論と政策』中央大学出版部, 2章。
- 中道眞 (2009) 「日本多国籍企業と社会：王子製紙と日本経団連および国連グローバル・コンパクトの事例にみる自主的CSR論の検討を中心に」足立辰雄・井上千一編『CSR経営の理論と実際』中央経済社, 4章。
- 中山竜一 (2009) 「リスク社会における公共性」飯田隆ほか編『岩波講座 哲学 10 社会／公共性の哲学』岩波書店, 129-149.
- 小川有美 (2005) 「新しい統治としてのOMC（開放的協調）とヨーロッパ化する政党政治」中村民雄編『EU研究の新地平：前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房, 3章。
- 小川有美 (2011) 「EUが変える政治空間：「民主主義の赤字」か「民主主義の多様化」か」田村哲樹・堀江孝司編『模索する政治：代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版, 9章。
- 岡田憲治 (2000) 『権利としてのデモクラシー：甦るロバート・ダール』勁草書房。
- 大芝亮 (2004) 「グローバル・ガバナンスと国連：グローバル・コンパクトの場合」『国際問題』(534) : 14-27.
- Pogge, Thomas (2008 [2002] =2010) *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, 2nd ed., Cambridge: Polity Press (立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』生活書院).
- Pollack, Mark A. (2010) “Theorizing EU Policy Making,” in Helen Wallace, William Wallece, and Mark A. Pollack eds., *Policy-Making in the European Union*, 6th ed., Oxford: Oxford University Press, ch. 2.
- Rodrik, Dani (2000) “How Far Will International Economic Integration Go?” *Journal of Economic Perspectives*, 14 (1): 177-186.
- Ruggie, John G. (2001) “global_governance.net: The Global Compact as Learning Network,” *Global Governance*, 7 (4): 371-378.
- Ruggie, John G. (2004) “Reconstituting the Global Public Domain: Issues, Actors, and Practices,” *European Journal of International Relation*, 10 (4): 499-531.
- 佐々木寛 (1998) 「「グローバル・デモクラシー」の構成とその課題：D・ヘルドの理論をめぐって」『立教法学』(48) : 142-182.
- Skocpol, Theda (2003=2007) *Diminished Democracy: From Membership to Management in American Civic Life*, Norman: University of Oklahoma Press (河田潤一訳『失われた民主主義：メンバーシップからマネジメントへ』慶應義塾大学出版会).
- 杉田敦 (2009) 『政治への想像力』岩波書店。
- 砂原庸介 (2005) 「ガバナンス論の射程」『相関社会科学』(15) : 70-85.
- 田口富久治 (1996) 「D・ヘルドのコスモポリタン民主主義論」『立命館法学』(245) : 34-69.
- 高橋良輔 (2009) 「国境を越える社会運動と制度化されるNGOネットワーク：空間・運動・ネットワーク」押村高 (編) 『政治の発見9 越える：境界なき政治の予兆』風行社, 9章。
- 竹中平蔵 (2012) 「「脱ファストフード・デモクラシー」で経済改革を進めよ」『日経BP net』2012年10月17日, <<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20121015/326855/>>, 2013年6月15日最終アクセス。
- 内田智 (2012) 「国際社会におけるデモクラシーの可能性」齋藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』日本経済評論社, 12章。
- 上原賢司 (2010) 「グローバルな社会における公共性：J・ドライゼとJ・ボーマンの議論を中心に」齋藤純一編『公

『共性をめぐる政治思想』おうふう, 11 章.

山田竜作 (2004) 『大衆社会とデモクラシー：大衆・階級・市民』風行社.

山崎望 (2002) 「境界線を越える民主主義？：ドライゼックの熟議民主主義論」『創文』(447)：11-14.

山崎望 (2007a) 「民主主義対民主主義？：EU における熟議デモクラシーの限界と可能性」小川有美編『ポスト代表制の比較政治：熟議と参加のデモクラシー』早稲田大学出版部, 8 章.

山崎望 (2007b) 「熟議民主主義の進化：J・ハーバーマスと J・ドライゼック」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版, 5 章.